株式等売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に定める事前開示書類)

2022年4月5日

株式会社コンテック

2022年4月5日 株式会社コンテック 代表取締役社長 井狩 彰

株式等売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に定める事前開示書類)

当社は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条第1項に規定する特別支配株主である株式会社ダイフク(以下「ダイフク」といいます。)から、2022年4月4日付で、同法第179条の3第1項の規定により、当社の株主の全員(ただし、当社及びダイフクを除きます。以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その有する当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)の全部(以下「本売渡株式」といいます。)をダイフクに売り渡す旨の請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)の通知を受け、同日開催の当社取締役会によって本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主の名称及び住所(会社法第179条の5第1項第1号)

名称:株式会社ダイフク

住所:大阪市西淀川区御幣島三丁目2番11号

- 2. 会社法第 179 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項(会社法第 179 条の 5 第 1 項 第 2 号)
- (1)特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号)

該当事項はありません。

(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付 する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号)

ダイフクは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」 といいます。)として、その所有する本売渡株式1株につき2,700円の割合 をもって金銭を割当交付いたします。

- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号) 該当事項はありません。
- (4)特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)(会社法第179条の2第1項第5号)2022年5月6日
- (5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法(会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号)

ダイフクは、本売渡対価を、ダイフクが保有する現預金によりお支払することを予定しております。なお、ダイフクは、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の当座預金を有しております。ダイフクは、ダイフクが2022年2月7日に開始した当社株式に対する公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として2022年2月3日時点のダイフクの預金残高に係る2022年2月4日付残高証明書を提出しておりますが、2022年2月3日以降、ダイフクにおいて、本売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

(6)上記のほか、本株式売渡請求に係る取引条件を定めるときは、その取引条件(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号)

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法により本売渡対価の交付ができなかった場合には、本売渡対価の交付について、当社の本店所在地にて当社が指定した方法、ダイフクが指定した場所及び方法又は当社とダイフクで協議の上決定された場所及び方法のいずれかにより、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本株式売渡請求の承認に当た り本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第 179 条 の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する 事項(会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第1号) (1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項 本株式売渡請求は、ダイフクが 2022 年 2 月 7 日から当社株式に対して実施した公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して当社が 2022 年 2 月 4 日に公表いたしました「支配株主である株式会社ダイフクによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)の「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、ダイフクが当社株式の全て(ダイフクが所有する当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。)を取得することにより、当社をダイフクの完全子会社とすることを目的とする一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下のとおり判断し、2022年2月4日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

(i)検討体制の構築

当社は、2021年11月29日に、ダイフクから、本取引の実施に向けた検討・協議を開始したい旨の通知を受けたことを契機として、ダイフクとの間で協議を開始することや本取引の実施の是非等を含めて検討し、またダイフクとの間で交渉するため、当社及びダイフクから独立した財務アドバイザー兼第三者算定機関としてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、法務アドバイザーとして北浜法律事務所・外国法共同事業(以下「北浜法律事務所」といいます。)を、2021年12月上旬にそれぞれ選任し、北浜法律事務所の助言を踏まえ、直ちに、ダイフクから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始いたしました。

具体的には、2021年12月上旬より、当社の独立社外取締役及び独立社外

監査役から構成される特別委員会の設置に向けた準備を開始し、2021年12 月 16 日開催の当社取締役会の決議により、小島哲郎氏(当社独立社外取締 役)、長坂隆氏(当社独立社外取締役、公認会計士)、竹平征吾氏(当社独立 社外監査役、弁護士)及び中丁卓也氏(当社独立社外監査役、公認会計士) の4名から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を 設置し、本特別委員会に対し、(i)本取引について当社取締役会が賛同する べきか否か、及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨 するべきか否かを検討し、当社取締役会に勧告を行うこと、(ii)当社取締役 会における本公開買付けについての決定が、当社の一般株主にとって不利 益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べること、並びに(iii) その他、本特別委員会設置の趣旨に鑑み、本取引に関し、取締役会又は取締 役が必要と認めて諮問する事項を検討し、当社取締役会に意見を述べるこ とについて諮問(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。)し ました(なお、本諮問事項(i)の検討に際しては、(a)当社の企業価値の向上 に資するかという観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、 (b) 当社の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公 正性(本取引のために講じられた公正性担保措置の内容を含みます。)につ いて検討・判断するものとしております。)。また、当社取締役会は、本特 別委員会の設置にあたり、(i)当社取締役会は、本取引に関する意思決定を 行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引 について妥当でないと判断した場合には本取引を行う旨の意思決定を行わ ないこと、並びに(ii)本特別委員会に対して、(a)当社が本取引の取引条件 等についてダイフクとの間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限(必 要に応じて、ダイフクとの交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、 自らダイフクと交渉を行うことを含みます。)、(b)適切な判断を確保するた めに、当社の財務アドバイザー、第三者算定機関、法務アドバイザー等の外 部専門家(以下「アドバイザー等」といいます。)を指名・承認(事後承認 を含みます。) する権限(なお、本特別委員会は、当社のアドバイザー等に 対して専門的助言を求めることができます。)、(c)必要に応じて、当社の費 用負担で独自のアドバイザー等を選任する権限、及び(d) 当社の取締役、従 業員その他本特別委員会が必要と認める者に、本特別委員会への出席、書面 による回答その他適宜の方法により、本取引の検討・判断に必要な情報につ いて説明・提供を求める権限を付与することを決議しております。

また、当社は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性

を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手」に記載のとおり、2021 年 12 月 16 日に開催された第1回特別委員会において、当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券並びに当社の法務アドバイザーである北浜法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。

さらに、当社は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、ダイフクから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)を当社の社内に構築するとともに、2021年12月21日に開催された第2回特別委員会において、かかる検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて承認を受けております。

(ii) 検討・交渉の経緯

当社は、みずほ証券から当社株式の価値算定結果に関する報告、ダイフクとの交渉の方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、北浜法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についてのガイダンスその他の法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってまいりました。

当社は、ダイフクから、2021年11月29日に本取引の実施に向けた検討・協議を開始したい旨の通知を受け、同年12月16日開催の当社取締役会の決議により本特別委員会を組成して以降、ダイフクとの間で、本取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。具体的には、当社は、ダイフクから、2022年1月5日、直前の当社株式の市場株価に対するプレミアムとして、同種の他社事例のプレミアムの実例29件(プレミアム水準の平均値は、公表日直前が47.3%、直近1ヶ月間が48.5%、直近3ヶ月間が48.7%、直近6ヶ月間が46.7%であり、プレミアム水準の中央値は、公表日直前が44.2%、直近1ヶ月間が43.9%、直近3ヶ月間が42.3%、直近6ヶ月間が43.6%。)と比較し、プレミアムの平均値及び中央値には満たないものの、当社株式の市場株価の動向、本公開買付けに対する応募の見通し、2021年12月中旬から2022年1月上旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの実施状況及び野村證券株式会社による当社株式の

評価分析内容を総合的に考慮し、本公開買付価格を 2,250円(前営業日時点 の株価1,870円に対し、20.32%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株 価に対するプレミアムの数値(%)において同じです。)のプレミアム)とす る提案を受けましたが、同月6日、当社は、本公開買付価格として提案した 2,250円は不十分であるとして、提案内容の再検討を要請しました。その後、 当社は、ダイフクから、同月13日に本公開買付価格を2,450円(前営業日 時点の株価1,800円に対し、36.11%のプレミアム)としたい旨の提案を受 けましたが、同月17日、当社は、さらに公開買付価格を引き上げるよう提 案内容の再検討を要請しました。当社は、ダイフクから、同月21日に本公 開買付価格を 2,550 円 (前営業日時点の株価 1,761 円に対し、44.80%のプ レミアム)としたい旨の提案を受けましたが、同月25日、当社は、当社の 財務アドバイザーが試算した当社株式の価格水準と比較して更なる上乗せ を希望するとの理由により本公開買付価格を 3,100 円に引き上げるよう求 める旨の提案をしました。当社は、ダイフクから、これまで提案してきた価 格は当社の一般株主の利益に資する、十分魅力的な水準にあると考えてい るものの、当社からの強い価格引き上げの要望を踏まえ、同月28日に本公 開買付価格を 2,600 円(前営業日時点の株価 1,732 円に対し、50.12%のプ レミアム)としたい旨の提案を受けましたが、同月31日、当社は、上記と 同様の理由により本公開買付価格を 3,000 円に引き上げるよう求める旨の 提案をしました。当社は、ダイフクから、2022年2月2日に本公開買付価 格を 2,650 円(前営業日時点の株価 1,806 円に対し、46.73%のプレミアム) としたい旨の再提案を受けましたが、同日、当社は、上記と同様の理由に加 え、当社株式の上場来最高値を記録した 2018 年1月 17 日の売買高加重平 均価格(VWAP)である約2,791円の水準であるとの理由により、本公開買付 価格を 2,800 円に引き上げるよう求める旨の提案をしました。その後、当社 は、ダイフクから、同月3日、当社取締役会において、本公開買付けへの賛 同の意見表明及び当社の一般株主に対する本公開買付けへの応募推奨につ いて決議すること並びに公表までにダイフクの判断に重要な悪影響を及ぼ す事由が発生又は判明しないことを前提として、本公開買付価格につき、 2,700円(前営業日時点の株価1,753円に対し、54.02%のプレミアム)と したい旨の最終提案を受けました。その後、同日、当社は、2,700円が、み ずほ証券のDCF法の算定結果の中央値(2,657円)を上回っていることから、 かかる最終提案を受諾し、本公開買付価格を 2,700 円とすることで合意に 至りました。

(iii) 判断内容

以上の経緯のもとで、当社は、2022 年2月4日開催の当社取締役会において、北浜法律事務所から受けた法的助言、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言並びに2022年2月3日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された答申書(以下「本答申書」といいます。)の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本取引に関する諸条件について、当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議を行いました。

その結果、以下のとおり、当社としても、ダイフクの完全子会社となることにより、技術・ノウハウ、顧客基盤、事業基盤等の経営資源の相互活用をより高いレベルで実現することが可能となることを通じて、以下のようなシナジーの創出を見込むことができ、当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

- (a) ダイフクにおけるマテリアルハンドリングシステム設備の製造等において、ダイフクと当社が独立した上場会社同士であるために、情報管理の観点からノウハウ・技術を両社の間で共有することについて一定の制約が存在するが、ダイフクによる当社の完全子会社化により、かかる制約なく両社がノウハウ・技術を共有し、一体的な運営を行うことが可能となることや、顧客としてのダイフクはもちろんのこと、ダイフク以外の顧客へのソリューション提案力が強化されると考えられること。
- (b) 需要が非常に旺盛なマテリアルハンドリングシステム機器関連で多種 多様な産業分野に優良顧客を有するダイフクの顧客基盤を活用する ことにより、当社の事業機会の更なる増加、将来の潜在的販売ルート の拡大が期待でき、また、ダイフクグループ(ダイフク並びにその連 結子会社及び持分法適用関連会社をいいます。以下同じです。)の海外 現地法人をはじめとするグローバルネットワークを最大限活用する ことにより、当社の電子機器事業におけるグローバル市場での販売力 強化が期待できること。
- (c) ダイフクと当社が完全親子会社の関係となることで、上場会社として の独立性を維持し、双方の一般株主の利益に配慮する観点から存在し

ていた人材交流における一定の制約を取り払い、当社グループを含めたダイフクグループ内での適材適所の人材配置をより容易かつ柔軟に行うことが可能になると考えられること。

- (d) ダイフクグループの信用力、調達力を最大限活用することにより、当 社の電子機器製品及び制御機器製品の部材調達において更なるコストダウン効果が期待できること。
- (e) コーポレートガバナンス・コードの厳格化等により上場を維持するために必要な体制(独立社外取締役の一定数の確保等)や業務・費用負担(有価証券報告書等の継続開示や株主総会運営等)は年々拡大・増大しているところ、ダイフクが当社株式を非公開化することで、当社において上場維持するための体制構築に投下していた経営資源を事業に投入することが可能となり、上場維持に係るコストの削減が実現できること。
- (f) 事業上のリスクマネジメントや SDGs、BCP 等の外部環境への対応において、ダイフクのコーポレート部門の機能や人材を活用してダイフクグループと一体となって活動することにより、それらの課題に対して当社が単独で取り組んだ場合に比べて迅速かつ十分な対応が可能になり、ひいては当社の経営資源の最適化が図られることにより事業遂行に専念できる環境が整うことで、更なる収益性の強化が可能になると考えられること。

また、当社は、以下の点から、本公開買付価格である1株当たり2,700円は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

ア 当該価格が、当社において、本意見表明プレスリリースの「3.本公開 買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格 の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、 本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格 を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に 講じられた上で、本特別委員会の関与の下、ダイフクとの間で十分な交 渉を重ねた結果、合意された価格であること。

- イ 当該価格が、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「① 当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書におけるみずほ証券による当社株式の価値算定結果のうち、市場株価基準法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回るとともに、類似企業比較法による算定結果のレンジの中央値(2,555円)を上回り、さらにDCF法による算定結果のレンジの中央値(2,657円)を上回っていること。
- ウ 当該価格が、当社株式の 2022 年 2 月 3 日の株式会社東京証券取引所市 場第二部における当社株式の終値 1,666 円に対し 62,06%、2022 年 2 月 3日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,783円(小数点以下を四捨 五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)に対して 51.43%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,809円に対して49.25%、 直近6ヶ月間の終値単純平均値1,847円に対して46.18%のプレミアム をそれぞれ加えた価格であって、経済産業省の「公正な M&A の在り方に 関する指針」が公表された2019年6月28日以降に公表された親会社に よる上場子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例に おけるプレミアムの実例 23 件(プレミアム水準の平均値は、公表日前 日が40.79%、直近1ヶ月間が44.14%、直近3ヶ月間が45.40%、直近 6ヶ月間が45.46%であり、プレミアム水準の中央値は、公表日前日が 42.41%、直近1ヶ月間が42.99%、直近3ヶ月間が43.08%、直近6ヶ 月間が46.48%。)と比較して、直近6ヶ月間のプレミアム水準の中央値 の水準をわずかに下回るものの、公表日前日のプレミアム水準の平均値 及び中央値の水準を大きく上回り、また、直近1ヶ月間及び直近3ヶ月 間のプレミアム水準の平均値及び中央値の水準も上回り、かつ、直近6 ヶ月間のプレミアム水準の平均値の水準は上回っていることから、遜色 ない水準のプレミアムが付されているといえること。
- エ 当該価格は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手」に記載のとおり、本特別

委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判 断されていること。

こうした判断のもと、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2022 年2月4日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しております。

当社取締役会における決議の方法については、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2022年3月24日、ダイフクより、本公開買付けの結果について、当社株式2,105,008株の応募があり、そのすべてを取得することになった旨の報告を受けました。この結果、2022年3月30日(本公開買付けの決済の開始日)付で、ダイフクの所有する議決権所有割合(注)は92.63%となり、ダイフクは、当社の特別支配株主に該当することになりました。

(注)「議決権所有割合」とは、当社が2022年2月7日に提出した第47期第3四半期報告書に記載された2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数(6,600,000株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(707株)を控除した株式数(6,599,293株)に係る議決権の数(65,992個)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。

このような経緯を経て、当社は、ダイフクより、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、係る通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、(i)本株式売渡

請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、当社がダイ フクの完全子会社になることが当社の企業価値向上に資するものであると 判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(ii) 本売渡対価は、本公開買付価格と同一であり、本公開買付価格の決定に際し ては、本答申書を取得する等、本取引の公正性を担保するための措置が講じ られていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本 売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられる こと、(iii) ダイフクは、本売渡対価を、ダイフクが保有する現預金を原資 として支払うことを予定しているところ、当社としても、本公開買付けに係 る公開買付届出書の添付書類として提出された2022年2月3日時点のダイ フクの預金残高に係る 2022 年 2 月 4 日付残高証明書を確認した結果、ダイ フクが本売渡対価の支払のための資金を確保できると合理的に認められる こと、及び、ダイフクによれば、本売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発 生しておらず、今後発生する可能性も認識されていないとのことであるこ と等から、ダイフクによる本売渡対価の交付の見込みはあると考えられる こと、(iv) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点 は認められず、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられる こと、(v)本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重 大な変更は生じていないこと、(vi)本特別委員会が、本株式売渡請求につい ても検討をした上で、本取引は少数株主に不利益ではない旨の本答申書を 提出していること等を踏まえ、本売渡対価を含む本株式売渡請求の条件等 は妥当であると判断し、ダイフクからの通知のとおり、本株式売渡請求を承 認することを決議いたしました。

以上のとおり、当社は、本公開買付価格と同一の価額に設定されている本売渡対価の総額及び上記「2 会社法第 179 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項(会社法第 179 条の 5 第 1 項第 2 号)」の「(2)本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号)」についての定めは、相当であると判断しております。

(2) 本株式売渡請求の承認に当たり売渡株主等の利益を害さないように留意した事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」

の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を 回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に 記載のとおり、当社及びダイフクは、当社がダイフクの連結子会社であり、 本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、 ダイフクと当社のダイフク以外の株主との間で構造的に利益相反の関係 があることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本取引に 関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性 及び客観性を確保し、かつ利益相反を回避するため、以下の措置を実施し ております。

なお、ダイフクは、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2022年2月4日現在、当社株式4,007,800株(議決権所有割合:60.73%)を所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定していないとのことです。もっとも、当社及びダイフクにおいて以下の①から⑧の措置を講じていることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、ダイフクにおいて実施した措置については、 ダイフクから受けた説明に基づくものです。

① ダイフクにおける独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関から の株式価値算定書の取得

ダイフクは、本公開買付価格を決定するにあたり、ダイフクの財務アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。ダイフクが野村證券から取得した当社株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「② 公開買付者における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手

(i) 設置等の経緯

本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、 根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の 「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」 に記載のとおり、当社は、2021年12月16日に開催された取締役会におけ る決議により特別委員会を設置いたしましたが、本特別委員会の設置に先 立ち、同年11月29日にダイフクから本取引の実施に向けた検討・協議を 開始したい旨の通知を受けた後、直ちに、ダイフクから独立した立場で、 当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点か ら本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、北 浜法律事務所の助言も得つつ、当社の独立社外取締役及び独立社外監査役 の全員に対して、ダイフクから上記通知を受けた旨、並びに本取引が構造 的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に 該当するため、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、特別委員 会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するため の措置を十分に講じる必要がある旨等を説明いたしました。また、当社は、 並行して、北浜法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補と なる当社の独立社外取締役及び独立社外監査役の独立性及び適格性等に ついても確認を行いました。その上で、当社は、北浜法律事務所の助言を 得て、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつ つ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、小島哲郎氏(当社の 独立社外取締役)、長坂隆氏(当社の独立社外取締役、公認会計士)、竹平 征吾氏(当社の独立社外監査役、弁護士)及び中丁卓也氏(当社の独立社 外監査役、公認会計士)の4名を本特別委員会の委員の候補として選定い たしました(なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりませ ん。また、本特別委員会の各委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給さ れる固定金額としており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用し ておりません。)。

その上で、当社は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2021年12月16日開催の取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問いたしました。また、本特別委員会の設置にあた

り、(i) 当社取締役会は、本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には本取引を行う旨の意思決定を行わないこと、並びに(ii) 当社取締役会は、本特別委員会に対して、(a) 当社が本取引の取引条件等についてダイフクとの間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限(必要に応じて、ダイフクとの交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自らダイフクと交渉を行うことを含みます。)、(b) 適切な判断を確保するために、当社のアドバイザー等を指名・承認(事後承認を含みます。)する権限(なお、本特別委員会は、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができます。)、(c) 必要に応じて、当社の費用負担で独自のアドバイザー等を選任する権限、及び(d) 当社の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に、本特別委員会への出席、書面による回答その他適宜の方法により、本取引の検討及び判断に必要な情報について説明・提供を求める権限を付与することを決議しております。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役6名のうち、井狩彰氏は 過去10年以内にダイフク及びダイフクグループの役職員であったことに 鑑み、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反 の問題による影響を受けるおそれを排除し、本取引の公正性を担保する観 点から、井狩彰氏を除く5名の取締役において審議の上、全員一致により 上記の決議を行っております。なお、上記取締役会には当社の監査役3名 全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議のない旨の意見 を述べております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は2021年12月16日から2022年2月4日まで合計10回、 約11時間にわたって開催されたほか、各会日間においても報告・情報共 有、審議及び意思決定を行い、本諮問事項に係る協議及び検討を行いまし た。

具体的には、本特別委員会は、2021年12月16日に開催された第1回特別委員会において、当社の法務アドバイザーである北浜法律事務所並びに当社の財務アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認し、本特別委員会も必要に応じてその専門的助言を受けることができることを確認しております。

また、本特別委員会は、2021年12月21日開催された第2回特別委員会において、下記「⑤ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のと

おり、当社が社内に構築した本取引の検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしております。その上で、本特別委員会は、北浜法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。

さらに、本特別委員会は、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言を踏まえつつ、当社事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認し、承認しております。

本特別委員会は、当社から、本取引の目的や意義、当社事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施し、また、ダイフクに対して質問事項を提示し、ダイフクから、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等についてインタビュー形式及び書面により質疑応答を実施しております。さらに、上記の質疑応答とは別に、本特別委員会は、情報収集の観点から、本取引に係るダイフクの提案が当社の企業価値の向上に資するかという点の検討については、当社における本取引に係る検討、交渉及び判断に参加していないものの、当社の代表取締役として業務執行の中心を担っている井狩彰氏の意見を聴取することが有益であると判断し、井狩彰氏に対して質問事項を提示し、インタビュー形式により質疑応答を実施しております。

加えて、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「① 当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、みずほ証券は、当社事業計画を前提として当社株式の株式価値の算定を実施しておりますが、本特別委員会は、みずほ証券から、株式価値の算定結果とともに、当社の株式価値の算定方法、当該算定方法を選択した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。

また、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii)検討・交渉の経緯」に記載のとおり、当社が、2022年1月5日にダイフクから本公開買付価格を1株当たり2,250円とする提案を受領し

て以降、本特別委員会は、みずほ証券による当社株式の株式価値の算定結 果やダイフクとの交渉方針等を含めた財務的な助言及び北浜法律事務所 からの本取引における手続の公正性を確保するための対応についてのガ イダンスその他の法的助言等を踏まえ、ダイフクとの間で、当社の財務ア ドバイザーを通じて、継続的に協議・交渉を行ってまいりました。具体的 には、本特別委員会は、当社より、2022年1月5日にダイフクから本公開 買付価格を1株当たり2,250円とすることを含む最初の提案を受領した旨 の報告を受けて以降、同年1月13日に本公開買付価格を1株当たり2,450 円とする旨の提案を受領した旨、同年1月21日に本公開買付価格を1株 当たり 2,550 円とする旨の提案を受領した旨、同年1月 28 日に本公開買 付価格を1株当たり2,600円とする旨の提案を受領した旨、及び同年2月 2日に本公開買付価格を1株当たり2,650円とする旨の提案を受領した旨 それぞれ報告を受け、みずほ証券から対応方針及びダイフクとの交渉方針 等についての意見を聴取した上で、みずほ証券から受けた財務的見地から の助言及び北浜法律事務所から受けた法的見地からの助言を踏まえて検 討を行いました。その上で、本特別委員会は当社に対し、これらのいずれ に際しても、ダイフクに対し本公開買付価格の再検討を要請することに異 議がない旨の意見を述べるとともに、当社としての本取引の意義・目的を 達するためにダイフクとの間で協議すべき事項について意見を述べる等、 当社とダイフクとの間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協 議・交渉過程の全般において関与いたしました。その結果、当社は、同年 2月3日、ダイフクから、本公開買付価格を1株当たり2,700円とするこ とを含む提案を受け、同日付で本公開買付価格を1株当たり2,700円とす ることを含む合意に至っております。

さらに、本特別委員会は、複数回にわたって、当社が公表した本意見表明プレスリリースの各ドラフト、並びにダイフクが提出予定の本公開買付けに係る公開買付届出書のドラフトの内容について説明を受け、各当事者が、それぞれの法務アドバイザーの助言を得て適切な開示を行う予定であることを確認しております。

以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に検討・協議 を重ねた結果、委員全員一致の決議により、2022年2月4日に、当社取締 役会に対し、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

(iii) 判断内容

(a) 答申内容

- ア 本取引は当社の企業価値向上に資すると認められ、本取引の目的は合 理的である
- イ 本取引の実施方法や公開買付価格の妥当性を含む本取引の条件は妥当 である
- ウ 本取引に至る交渉過程等においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正である
- エ 上記ア乃至ウその他の事項を踏まえ、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではない

なお、上記意見は、当社の取締役会が、(i)本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定すること、及び(ii)本公開買付け後に非公開化取引を実施することを決定することについても、少数株主にとって不利益なものでないと判断するものである。

(b) 答申理由

ア 本取引の目的の合理性について(本取引は当社の企業価値の向上に資 するものであるか)

- ・ 本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、ダイフクは、ダイフクグループ及び当社グループを取り巻く事業環境の状況・変化を踏まえると、ダイフクグループにおいてDXに関係するIoT関連事業を主要事業として行っている当社を完全子会社化することにより、ダイフクと当社の経営資源等の相互活用を一層促進するとともに、ダイフクグループが一体となって迅速に意思決定を進めていくことで、(a)ノウハウ・技術研究開発力の強化、(b)グローバルネットワーク(顧客・調達網)の活用、(c)人事交流の活発化による人材の有効活用等、(d)コスト競争力の強化といったシナジーを実現することが、ダイフク及び当社のより一層の企業価値向上を実現するために必要であると判断している。
- ・ また、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の

過程及び理由」の「(iii) 判断内容」に記載のとおり、当社としても、 ダイフクの完全子会社となることにより、技術・ノウハウ、顧客基盤、 事業基盤等の経営資源の相互活用をより高いレベルで実現すること が可能となることを通じて、(a) 当社の顧客へのソリューション提案 力の強化、(b) 当社の事業機会の更なる増加、将来の潜在的販売ルートの拡大・販売力強化、(c) 当社グループを含めたダイフクグループ 内での適材適所の人材配置、(d) 当社の部材調達における更なるコストダウン、(e) 上場維持に係るコストの削減、(f) 事業上のリスクマネジメントや SDGs、BCP 等の外部環境への迅速かつ十分な対応等のシナジーの創出を見込むことができ、当社の企業価値の向上に資すると 判断している。

- ・ ダイフク及び当社は、これらの判断の前提となるダイフクグループ及び当社グループを取り巻く事業環境の状況・変化についての認識を共有しており、本特別委員会としても同様の認識を有している。そして、かかる事業環境の状況・変化を踏まえると、ダイフク及び当社は、両社の経営資源等の相互活用を一層促進し、各シナジーを実現することが当社の企業価値向上にも資すると判断しているところ、本特別委員会としても、ダイフク及び当社が想定するシナジーはいずれも合理性があると考えるものであり、その他ダイフク及び当社の上記説明内容に不合理な点は認められない。
- ・ 一方で、当社が独立した上場会社である現状では、当社の支配株主であるダイフクと少数株主の間に構造上の利益相反リスクがあるところ、2019年6月28日に経済産業省が「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を策定・公表する等、かかる利益相反リスクへの対応策の強化を求める動きが高まっている中では、ダイフク及び当社において経営資源等の相互活用に向けた意思決定を迅速に行うことは相応の制約があると考えられる。そうすると、ダイフクと当社が上記の各シナジーを実現するために、本取引を実施して当社をダイフクの完全子会社とすることで、ダイフクと当社の少数株主の間の利益相反や当社の独立性確保のための制約を解消し、両社の経営資源等の相互活用をより一層促進するとともに、ダイフクグループと当社グループが一体となって迅速に意思決定を進めていくことを目指すことは合理的であると考えられる。
- 加えて、ダイフクから完全子会社化後の経営体制について当社と協議の上で最適な体制の構築を検討する方針が示されていることも踏まえると、本取引に伴うデメリットについても特段具体的なものは見当

たらないことからすれば、本取引によって、当社を含むダイフクグループの企業価値向上に資することができるとの当社の判断及びその 意思決定過程について、不合理な点は認められない。

イ 本取引の条件の妥当性及び本取引の手続の公正性

(ア) 本取引の条件の妥当性

- ・ 当社は、取引条件の決定に至る過程において、本特別委員会の意見や助言を受けながら、ダイフクからの独立性及び専門性に問題のないみずほ証券を通じて、ダイフクとの間で、少数株主の利益を勘案した上で本公開買付価格について再検討を何度も促していること、その結果、当初の提案より、5回に亘り、総額450円の価格引上げを引き出していること等からすると、真摯に協議・交渉を行っているといえる。このため、本取引の条件に関する交渉過程は、独立した当事者間の交渉と認められる公正なものであり、企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況を確保できていたものと判断する。
- 当社は、ダイフクから独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関 としてみずほ証券を選任し、当社の株式価値の算定を依頼している。 本特別委員会は、みずほ証券に対して、評価手法の選定理由について 質疑応答を行った結果、複数の算定手法の中から当社の株式価値算定 にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社の株式価値について多 面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京 証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから 市場株価基準法を、当社と比較的類似する事業を営む上場会社が複数 存在し、類似企業との比較による株式価値の類推が可能であることか ら類似企業比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映させるため に DCF 法を採用して当社株式価値算定を行ったとのことであった。こ れらの判断について、現在の実務に照らして不合理な点は見受けられ ない。本特別委員会は、みずほ証券及び当社に対して、市場株価基準 法における市場株価・出来高についての分析、類似企業比較法におけ る類似企業の選定及びマルチプルとして用いた指標の選定、DCF 法に おける算定の基礎となる当社の事業計画、当該事業計画を基礎とした 財務予測、継続価値の算定方法、割引率の算定根拠、非事業資産の算 定内容等に関する質疑応答を行った上で検討した結果、これらについ て一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。した がって、本株式価値算定書による当社の株式価値評価額は不合理なも

- のではないと判断される。
- 本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格2,700円 は、本株式価値算定書による市場株価基準法に基づく算定結果のレン ジの上限値を上回るとともに、類似企業比較法による算定結果のレン ジの中央値を上回り、さらに DCF 法による算定結果のレンジの中央値 を上回るものとなっていることが認められる。加えて、本公開買付価 格(2,700円)は、当社株式の2022年2月3日の東京証券取引所市場 第二部における当社株式の終値 1,666 円に対し 62.06%、2022 年 2 月 3日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,783円に対して51.43%、 直近3ヶ月間の終値単純平均値1,809円に対して49.25%、直近6ヶ 月間の終値単純平均値 1,847 円に対して 46.18%のプレミアムをそれ ぞれ加えた価格であって、公正な M&A の在り方に関する指針が公表さ れた2019年6月28日以降に公表された親会社による上場子会社の完 全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム の実例23件(プレミアム水準の平均値は、公表日前日が40.79%、直 近1ヶ月間が44.14%、直近3ヶ月間が45.40%、直近6ヶ月間が 45.46%であり、プレミアム水準の中央値は、公表日前日が 42.41%、 直近1ヶ月間が42.99%、直近3ヶ月間が43.08%、直近6ヶ月間が 46.48%。) と比較して遜色ない水準のプレミアムが付されていること を確認した。以上のとおり、本公開買付価格は、当社の独立した第三 者算定機関であるみずほ証券が一般的に合理的であるとされる手法 により算定した当社の株式価値と比較して、少なくともその範囲から 逸脱するものではないこと、近時の他の同種事例と比較しても遜色な い水準のプレミアムが付されていることに鑑みれば、本公開買付価格 が不合理であるとまではいえないと考えられる。
- ・ 下記(イ)に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に至る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。
- ・ 本公開買付けに応募しなかった少数株主は、本公開買付けの後に実施される予定の当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、本意見表明プレスリリース等で明示される予定である。本公開買付けの後に実施される予定の本スクイーズアウト手続について、株式売渡請求

(本公開買付けの成立によりダイフクが会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となった場合)又は株式併合(本公開買付けの成立後、ダイフクの所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合)の方法が想定されており、いずれも会社法上、少数株主に対する情報開示の手続が整備され、株式売買価格決定の手続又は株式買取請求の手続等の株主保護の手続が用意されているものであって、一般的に受け入れられているものであり、少数株主に対して過大な不利益を課す方法であるとはいえない。そうすると、当社の少数株主にとり、本公開買付けに応募しなくとも、本公開買付けに応募した場合と等しい経済的価値が保障されると考えられ、本公開買付けに応募するよう不当な圧力が課されることにはならないと認められ、本公開買付け後の本スクイーズアウト手続の合理性も認められる。

・ 以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検 討した結果、本取引の取引条件は妥当であると判断するに至った。

(イ) 本取引の手続の公正性

(i) 当社は、2021 年 11 月 29 日にダイフクから本取引の実施に向けた 検討・協議を開始したい旨の通知を受けた 17 日後に本特別委員会を 設置しており、当社は速やかに本取引に係る特別委員会を設置したも のと評価できること、(ii)当社は、北浜法律事務所の助言を得つつ、 本特別委員会の委員の候補者の独立性及び適格性について確認を行 った上、本特別委員会の委員を選定し、また、本特別委員会の各委員 の報酬は答申内容にかかわらず支給される固定金額としており、本取 引の成立等を条件とする成功報酬は採用していないこと、(iii)本特 別委員会には、①当社が本取引の取引条件等についてダイフクとの間 で行う交渉の過程に実質的に関与する権限(必要に応じて、ダイフク との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自らダイフク と交渉を行うことを含む。)、②当社の財務アドバイザー、第三者算定 機関、法務アドバイザー等の外部専門家(アドバイザー等)を指名・ 承認(事後承認を含む。)する権限、③必要に応じて独自のアドバイザ 一等を選任する権限、及び当社の取締役、従業員その他本特別委員会 が必要と認める者に、本特別委員会への出席、書面による回答その他 適宜の方法により、本取引の検討及び判断に必要な情報について説 明・提供を求める権限が付与されたところ、本特別委員会は、当社に おいて、財務アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を、

法務アドバイザーとして北浜法律事務所を選任することをそれぞれ 承認し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築したほか、各委員 会の席上で、ダイフクとの交渉を担当するみずほ証券との間で、交渉 についての方針を確認し、交渉状況の報告を受け、本公開買付価格の 協議及び交渉の重要な局面で、ダイフクに対して価格の再検討を促す こと等を含め、意見を述べ、指示や要請を行ったことを考慮すると、 取引条件に関する交渉過程に影響を与えうる状況が確保されていた と評価できること、(iv)本特別委員会は、北浜法律事務所のダイフク からの独立性及び専門性に問題がないことを確認し、当社の法務アド バイザーとして承認した上で、特別委員会として北浜法律事務所に専 門的助言を求めることができることとし、また、みずほ証券のダイフ クからの独立性及び専門性に問題がないことを確認し、当社の財務ア ドバイザーとして承認した上で、特別委員会としてみずほ証券に専門 的助言を求めることができることとしており、本取引においては、本 特別委員会が信頼して専門的助言を求めることができる専門家が設 置されていること、(v)本特別委員会の各委員は、合計 10 回にわたる 各委員会の席上で、随時、本諮問事項を検討・判断する上で必要と考 えられる情報の提供を依頼し、質問等を行っており、本特別委員会が 当社の少数株主に代わって重要な情報を入手し、本諮問事項を検討・ 判断する状況が確保されていたといえることを踏まえると、(vi)本特 別委員会の実効性を高める工夫が積極的に講じられていたものと評 価できる。

当社は、2021年11月29日に、ダイフクから本取引の実施に向けた検討・協議を開始したい旨の通知を受けた時点以降、継続的に、当社とダイフクとの間の本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる事業計画の作成過程において、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、過去10年以内にダイフクの役職員であった当社の役職員も関与させていない。このため、本取引について検討する当社の役職員には、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれているとはいえず、その他、本取引に係る検討、協議及び交渉の過程で、当社及びダイフクその他の本取引に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実も認められない。当社において構築した本取引の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含む。)は北浜法律事務所の助言を踏まえたものである。以上から、当社においては、本取引の検討に際して、ダイフクから独立した立場で検討・

- 交渉等を行うことができる体制が構築されているものと評価できる。
- ・ 当社の 2022 年 2 月 4 日付取締役会において、本公開買付けに係る決議を予定しているところ、当該取締役会においては、当社の取締役 6 名のうち、井狩彰氏は過去 10 年以内にダイフク及びダイフクグループの役職員であったことに鑑み、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除し、本取引の公正性を担保する観点から、井狩彰氏を除く 5 名の取締役において審議する予定である。その他、手続の公正性に疑義を与える事実関係は認められない。
- ・ 当社は、ダイフクから独立した法務アドバイザーとして北浜法律事務所を選任し、本取引に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に当たっての留意点(本取引においての公正性担保措置を講じることの意義、特別委員会の設置や委員の選定、案件の検討・交渉過程から除外されるべき特別の利害関係を有し又はそのおそれのある取締役等の考え方の整理、財務アドバイザーや第三者算定機関の独立性の検討等)について法的助言を得たほか、当社の企業価値向上の観点から、本取引の取引条件の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。また、当社は、ダイフクから独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を選任し、財務的見地から助言を受けるとともに、同社から、本株式価値算定書を取得している。
- ・ 当社及びダイフクは、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているといえる。
- ・ ダイフクは、(i)本公開買付けの決済の完了後速やかに、ダイフクが 本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て (ダイフクが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除く。) の株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を 条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行う ことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請することを 予定しているとのことであり、当社の株主に対して株式買取請求権又 は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)株式売 渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主に対価として交付される 金銭は本公開買付価格に当該各株主(当社及びダイフクを除く。)の

所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される ことを明らかとしていることから、当社の株主が本公開買付けに応募 するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強 圧性が生じないように配慮している。また、本公開買付けに関しては、 本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といい ます。)が法令に定められた最短期間(20営業日)よりも長期である 30 営業日に設定される予定であることから、対抗的な買付けの機会が 確保されており、本公開買付けの公正性の担保に配慮されている。な お、本取引においては、市場における潜在的な買収者の有無を調査・ 検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェックが実施されていな いものの、公正な M&A の在り方に関する指針においても、積極的なマ ーケット・チェックについては、M&A に対する阻害効果の懸念や情報 管理の観点等の実務上の問題も指摘されており、常に実施することが 望ましい措置とまではされていない。本取引においても、積極的なマ ーケット・チェックに関しては、情報管理の観点等から実務上その実 施は必ずしも容易とはいえず、ダイフクが当社の親会社であることに 鑑みると実効的な手段とはいえないし、他方で間接的なマーケット・ チェックが採用されていることに鑑み、積極的なマーケット・チェッ クを実施しなくとも特段、本取引の公正性が阻害されることはないと 考えられる。

- ・本公開買付けにおいては、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」 (Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定されない予定であるが、ダイフクが、本意見表明プレスリリース提出日現在、当社株式 (4,007,800 株、議決権所有割合 60.73%)を所有しているため、本公 開買付けにおいて、少数株主、すなわちダイフクと重要な利害関係を共通にしない株主が所有する株式の過半数の応募を下限とする、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあることに加え、本取引においては、上記のような公正性担保措置が講じられていることから、本公開買付けにおける手続の公正性を損なうものではないと考えられる。
- ・ 公正な M&A の在り方に関する指針に従い、特別委員会に関する情報、 株式価値算定書に関する情報、M&A を実施するに至ったプロセス等に 関する情報、当該時期に M&A を行う事を選択した背景・目的等に関す る情報、当社の取締役等が当該 M&A に関して有する利害関係の具体的

な内容に関する情報、当該取締役等の取引条件の形成過程への関与の有無・態様に関する情報、当社とダイフクとの間で行われた取引条件等に関する協議・交渉の具体的な経緯に関する情報、他の買収方法や対抗提案の検討の有無に関する情報、M&A への賛否等を決定する取締役会決議において反対した取締役がいる場合には、その氏名及び反対の理由に関する情報が、本意見表明プレスリリースにおいて本答申書の記載と同程度以上の内容で開示される予定である。

- ・ 以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、 本取引に至る交渉過程等の手続は公正であると判断するに至った。
- ウ 当社取締役における本取引についての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないか
- ・ 上記ア、イ及びその他の事項を考慮すると、当社の取締役会が、(i) 本 公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主に対して本公開買 付けへの応募を推奨することを決定すること、及び(ii) 本公開買付け 後に本スクイーズアウト手続を実施することを決定することについて も、当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断する。
- ③ 当社における独立した法務アドバイザーからの助言

当社は、上記「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手」に記載のとおり、当社及びダイフクから独立した法務アドバイザーとして北浜法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、北浜法律事務所は、当社及びダイフクの関連当事者には該当せず、 本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、上記「② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手」に記載のとおり、当社及びダイフクから独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を選任し、当社株式の価値算定、ダイフクとの交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助を受けるとともに、2022年2月3日付で本株式価値算定

書を取得しております。なお、みずほ証券は、当社及びダイフクの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して独立性を有しております。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、ダイフクから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、2021年11月29日に、ダイフクから本取引の協議を開始したい旨の通知を受けた時以降、本取引に係る検討、交渉及び判断の過程に、過去10年以内にダイフク及びダイフクグループの役職員であった井狩彰氏を関与させないこととした上で、ダイフクから独立した取締役1名、並びに当社の執行役員1名及び従業員5名の総勢7名からなる検討体制を構築し、本特別委員会とともに、当社とダイフクとの間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる当社事業計画の作成過程に専属的に関与しており、2022年2月4日に至るまでかかる取扱いを継続しております。

以上の取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)は北浜法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、北浜法律事務所から受けた法的助言、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言並びに本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議いたしました。

その結果、当社は、ダイフクの完全子会社となることにより、各種シナジーの創出を見込むことができることから、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格である1株当たり2,700円は当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の少数株主の皆様に対して適切なプレミアム

を付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであることから、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2022年2月4日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、上記取締役会には当社の監査役3名全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議のない旨の意見を述べております。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役6名のうち、井狩彰氏は 過去10年以内にダイフク及びダイフクグループの役職員であったことに 鑑み、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除し、本取引の公正性を担保する観点から、井狩彰氏を除く5名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。また、当社取締役の柴原正治氏は2001年3月までダイフクの従業員の地位に、当社取締役の島川勝英氏は2000年10月までダイフクの従業員の地位に、当社取締役の西山和良氏は2004年3月までダイフクの従業員の地位にそれぞれありましたが、いずれもダイフクの従業員の地位を離れてから10年以上が経過していることから、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を与えるおそれはないものと判断し、上記の当社取締役会における決議に参加しております。

なお、井狩彰氏は、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除し、本取引の公正性を担保する観点から、当社取締役会におけるこれまでの本取引に関する全ての議案において、その審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場においてダイフクとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社及びダイフクは、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑧ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

ダイフクは、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する

意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、(i)本公開買付けの決済の完了後速やかに、ダイフクが本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て(ダイフクが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)の株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しているとのことであり、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)株式売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主(当社及びダイフクを除きます。)の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、ダイフクは、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日としているとのことです。公開買付期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しているとのことです。

4. 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定めの相当性その他の本売渡対価の交付の見込みに関する事項(会社法第 179 条の 5 第 1 項 第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 2 号)

ダイフクは、本売渡対価を、ダイフクが保有する現預金を原資として支払うことを予定しているところ、当社としても、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された2022年2月3日時点のダイフクの預金残高に係る2022年2月4日付残高証明書を確認した結果、ダイフクが本売渡対価の支払のための資金を確保できると合理的に認められること、及び、ダイフクによれば、本売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識されていないとのことであること等から、ダイフクによる本売渡対価の交付の見込みはあるものと判断しております。

5. 本株式売渡請求に係る取引条件についての定めの相当性に関する事項(会社 法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号)

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の株主名

簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法により本売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本売渡対価の交付についてダイフクが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

上記の本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担 その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法第 179 条 の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第4号)

上記「3.本売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項(会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第1号)」の「(1)本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」に記載のとおり、ダイフクは、本公開買付けを行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2022年3月30日をもって、ダイフクは当社株式6,112,808株(議決権所有割合:92.63%)を所有するに至りました。

以上